

都内 介護サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長  
西川 篤史

「介護職員処遇改善支援補助金」の計画書の提出について（依頼）

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

都は、介護職員の処遇改善を図るため、「介護職員処遇改善支援補助金」を令和6年2月から5月までを対象期間として交付します。事業内容については別添の厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

本補助金の申請では、令和6年4月15日（月）までに「介護職員処遇改善計画書（以下「計画書」という。）を、法人単位で作成の上、都知事に提出する必要があります。

なお、計画書の提出については、以下のホームページに計画書の様式、提出フォーム及び質問フォームを掲載しますので、必要事項をご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

※計画書の提出フォームは令和6年4月1日（月）から利用可能です。

【東京都・ホームページ掲載場所】

○東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 >  
介護職員処遇改善支援補助金について（令和6年2月から5月）



[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shogukaizen\\_shien\\_hojokin\\_R6.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shogukaizen_shien_hojokin_R6.html)

【注意事項】

- 1 計画書の提出期間は、令和6年4月1日（月）から令和6年4月15日（月）です。都HP上の提出フォームは令和6年4月1日から利用可能になりますので、今しばらくお待ちください。  
なお、この期限までに提出のない場合は、本補助金を交付できませんので御注意ください。
- 2 5月に新規に指定を受けられる介護サービス事業所・施設で、本補助金の申請を希望する場合は、事前に下記の質問フォームまでご連絡ください。そのうえで、令和6年5月15日（水）までに計画書をご提出ください。なお、新規開設時点で補助金の交付要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。
- 3 本補助金の計画書は、八王子市内の介護サービス事業所・施設並びに東京都内の地域密着型サービス及び介護予防・日常生活総合事業についても東京都が提出先となります。処遇改善加算の計画書とは提出先が異なりますので、本補助金の計画書に記入漏れがないようご注意ください。万が一、記入漏れがあった事業所については本補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。  
なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、令和6年4月時点で介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「ベア加算」という。）と同様の加算を算定している場合に本補助金の対象になり

ます。ベア加算と同様の加算を算定しているかどうかについては区市町村にご確認ください。

- 4 調布市内の介護サービス事業所・施設は令和6年4月から地域区分が上昇するため、地域単価が上がりますが、計画書では3月までの地域単価で補助金額が計算されます。そのため、計画書上の補助金額よりも実際に支払われる補助金額が4月分から増加する可能性がありますので、補助金額以上の賃金改善額となるようご注意ください。



**【介護職員処遇改善支援補助金に関するお問い合わせ】**

下記URL先の質問フォームよりお問い合わせください。

<https://f12743d8.form.kintoneapp.com/public/5239f8a6da4b16e17288f7d686b9e7db4e9f00e4eb07d9202cc18460190d210c>

※計画書の提出に関するお問い合わせはお早目をお願いします。（提出期限間近での質問フォームでのお問い合わせには、対応できない可能性があります。）

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課  
処遇改善支援補助金担当